



茨城県報

第 659 号

平成 7 年 6 月 19 日

月 曜 日

目 次

告 示

●第二種大規模小売店舗に関する公示（5件）（商業振興課）	ページ 1
●定款変更の認可（2件）（農地管理課）	3
●道路の区域の変更（道路維持課）	3
●道路の供用の開始（2件）（〃）	4
●水害予防組合の管理者の指定（河川課）	4
●事業計画の変更の認可（下水道課）	4
●土地改良事業の工事完了（土地改良事務所）	5

（公安委員会）

●道路維持作業用自動車の指定及び指定取消し	5
-----------------------	---

（大規模小売店舗審議会）

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	6
--------------------------	---

公 告

●茨城県の「県のさかな」（水産振興課）	7
●開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）	7

告 示

茨城県告示第 753 号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 魚松

2 建物の名称及び所在地

スーパー魚松

つくば市大字上横場 2221 番地外



茨城県告示第 754 号**第二種大規模小売店舗に関する公示**

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 サンユーストアー

- 2 建物の名称及び所在地

サンユーストアー秋山店
高萩市島名字経塚 2155-1 外

**茨城県告示第 755 号****第二種大規模小売店舗に関する公示**

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 サンユーストアー

- 2 建物の名称及び所在地

サンユーストアー手綱店
高萩市大字下手綱字鍋田 1458-1 外

**茨城県告示第 756 号****第二種大規模小売店舗に関する公示**

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称

寺門 正男

- 2 建物の名称及び所在地

カスミ家電水戸店
水戸市河和田町字榎本 3568-1 外



茨城県告示第757号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成7年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

株式会社ハイマート

2 建物の名称及び所在地

ハイマート笠間店

笠間市鉄砲町196-1外

茨城県告示第758号

平成7年4月7日付けで、小野川沿岸土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成7年6月9日認可した。

平成7年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第759号

平成7年4月24日付けで、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成7年6月12日認可した。

平成7年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年6月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 高萩友部線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要	
高萩市大字安良川字バラキ779番1地先から	旧	メートル 最大 14.8	メートル 140	新花貫橋建設 のための迂回路	
		最小 11.0			
高萩市大字石滝字三反田426番1地先まで	新	最大 14.8	140		
		最小 11.0			
		最大 11.3	160		
		最小 8.5			

茨城県告示第 761 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 7 年 6 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道高萩友部線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字安良川字バラキ 779 番 1 地先から
高萩市大字石滝字三反田 426 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 6 月 20 日

茨城県告示第 762 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 7 年 6 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 124 号
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字木滝字国神 1007 番から
鹿島郡鹿島町大字佐田字野境 627 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 6 月 22 日

茨城県告示第 763 号

水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）第 33 条第 1 項の規定により、小貝川牛久沿岸水害予防組合管理者については、次のとおり指定した。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

小貝川牛久沿岸水害予防組合管理者
茎崎町長 寺 田 章

茨城県告示第 764 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
牛久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業
牛久市公共下水道事業
- 3 事業実施期間
昭和 51 年 2 月 9 日から平成 11 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和 51 年 2 月 9 日茨城県告示第 135 号, 昭和 52 年 9 月 1 日茨城県告示第 985 号, 昭和 60 年 3 月 25 日茨城県告示第 488 号, 昭和 60 年 10 月 17 日茨城県告示第 1425 号, 昭和 62 年 8 月 31 日茨城県告示第 525 号, 昭和 63 年 8 月 4 日茨城県告示第 1095 号, 平成 4 年 3 月 18 日茨城県告示第 11 号の事業地に牛久市牛久町字大流の一部を加えた区域。

(2) 使用の部分

昭和 51 年 2 月 9 日茨城県告示第 135 号, 昭和 52 年 9 月 1 日茨城県告示第 985 号, 昭和 60 年 3 月 25 日茨城県告示第 488 号, 昭和 60 年 10 月 17 日茨城県告示第 1425 号, 昭和 62 年 8 月 31 日茨城県告示第 525 号, 昭和 63 年 8 月 4 日茨城県告示第 1095 号, 平成 4 年 3 月 18 日茨城県告示第 11 号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

牛久市下根町字西原, 字西ノ原, 字甚兵エ荒勺及び字西野の全部。

牛久市下根町字千上, 字隼人山, 字本郷道, 字中下根及び字堀尻並びに牛久町字落合, 字原谷川, 字五反田, 字榎木, 字大流, 字新町, 字上町, 字南裏, 字天王久保, 字大流台及び字一本榎並びに田宮町字押し出し, 字原ハツ, 字落合, 字清水, 字下出口, 字堂薬師及び榎木並びに城中町字一本榎及び字梶窪の各一部の区域。

茨城県告示第 765 号

平成 3 年 10 月 16 日付け太土改指令第 3 号をもって認可のあった島小島地区土地改良事業については, 平成 7 年 3 月 31 日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので同条第 2 項の規定により公告する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 郡 司 憲

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 18 号

道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 14 条の 2 第 1 項の規定により, 道路維持作業用自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3055	土浦88せ4181	ニッサン7年式	道路維持作業用	岩 井 市
3056	土浦88せ4182	トヨタ7年式	道路維持作業用	茎 崎 町

2 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	使用者名称	告示年月日	告示番号	取消理由
2474	土浦88せ3026	トヨタ 3年式	道路維持作業用	東関東道路 エンジニア	3. 6. 10	14	廃車の為

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第36号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「（1）氏名又は名称及び住所（2）事業者にあっては、その事業の種類（3）略歴（法人にあっては、事業の沿革）（4）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成7年6月19日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇野秀

1 届出者の氏名又は名称

株式会社主婦の店マルカワ

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ西原店

茨城県水戸市西原2-8-2

3 現在の閉店時刻

午後8時前

4 繰下げ後の閉店時刻

午後9時前

5 閉店時刻の繰下げ及び休業日数の削減を行う年月日

平成7年8月1日

1 届出者の氏名又は名称

サンコーリース株式会社

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ西原店

茨城県水戸市西原2-8-2

3 現在の閉店時刻

午後8時前

4 繰下げ後の閉店時刻

午後9時前

5 閉店時刻の繰下げ及び休業日数の削減を行う年月日

平成7年8月1日

- 1 届出者の氏名又は名称
フラワーシップ蘭
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
マルカワ西原店
茨城県水戸市西原 2-8-2
- 3 現在の閉店時刻
午後 8 時前
- 4 繰下げ後の閉店時刻
午後 9 時前
- 5 閉店時刻の繰下げ及び休業日数の削減を行う年月日
平成 7 年 8 月 1 日

公 告

◎茨城県の「県のさかな」

茨城県の「県のさかな」を次のように定める。
「ひらめ」とする。

~~~~~

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 7 年 6 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
千代田町大字下稻吉字西山 2654-1, 2659-2, 2655-1, 2653-1, 2652-5
  - 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市富士崎 1 丁目 1 番 6 号  
片岡不動産有限会社  
代表取締役 片岡 信彦
- ~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
真壁郡真壁町大字飯塚字拾番耕地 1016 番
  - 2 事業主の住所及び氏名  
下館市大字茂田 1219 番  
大和田 一夫
- ~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿島郡神栖町大字深芝字城姓樹 2687 番 1, 同番 2, 2688 番
- 2 事業主の住所及び氏名  
鹿島郡神栖町大野原一丁目 14 番 15 号

有限会社 平成物産

代表取締役 伊藤 和男

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は縦下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県総務部総務課
電話番号 0292(21)8111(代)